

## 第6章 計画の推進・管理

### 1. 推進体制

本計画は、本市と市川市社会福祉協議会が中核機関の役割を担い、協議会を中心に広く関係機関が参画して推進するものとします。

### 2. 計画管理

本計画については、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、市川市社会福祉審議会において、進行管理および評価を行います。

また、PDCAサイクルにより、本計画に基づく取組みを関係機関・団体等と連携のうえ推進し、市川市地域連携ネットワークにおいて把握した地域課題について検討を行います。社会情勢や地域実情も踏まえ、施策の充実や事業実施の見直しについての協議を継続的に行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

